

本条は、附則第16条に規定された拒絶の査定又は審決前の使用により認められる継続的使用権を、更新登録の無効審判における無効審決前の使用の場合にも認める規定である。

準用に当たり所要の読み替えを行っている。継続的使用権を認める理由については、附則第16条を参照。

(手数料)

第十九条 更新登録の出願をする者が納付しなければならない手数料についての新商標法第七十六条の適用については、別表第一号中「商標登録出願をする者」とあるのは、「更新登録の出願をする者」とする。

本条は、更新登録出願をする者が納付すべき出願料についての商標法の適用に関する規定である。重複登録に係る商標権の存続期間の更新にあつては、通常の商標権と異なり、2万1千円の出願料金が別途必要となる。これは、通常の商標権については、申請と登録料金の支払いのみの簡素な更新手続きが可能であることに比して、更新時に出所の混同の有無について審査を要するためである。

(1) 罰則の適用に関する経過措置

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

本条は、罰則の規定の適用に関する経過措置について規定したものである。今回の改正では、商標登録後の異議中立制度を導入したことに伴い、詐欺の

行為の罪（第79条）、偽証等の罪（第81条）、過料（第83条）の規定を改め、また侵害罪について法人重課制度を導入したことに伴い、罰則規定（第82条）を改める等、罰則に関連する改正が行われている。

このため、本条は、改正後の各改正規定の施行前にした行為については、なお、従前の例によるとともに、附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に関し施行後にした行為（例えば、改正法施行日以後に、附則第9条に基づいて更新登録の無効審判を請求された場合に、詐欺の行為により請求が成り立たない旨の審決を受けたようなとき）に対しても、なお従前の例による罰則が適用される旨を規定したものである。

(12) 政令への委任

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条は、附則第2条から第20条までによっては包含されない必要な経過措置を政令で定める旨を規定したものである。

3. 他法律の一部改正

(1) 平成三年改正法の一部改正

(平成三年改正法の一部改正)

第二十二条 平成三年改正法の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

附則第八条 削除

附則第九条中「前条第一項に規定する場合」を「特例商標登録出願に

係る同一又は類似の役務について使用をする同一又は二以上の登録商標がある場合」に改める。

附則第十条第一項中「附則第八条第一項に規定する場合」を「前条に規定する二以上の登録商標がある場合」に、「附則第八条第一項に規定する二以上の」を「附則第九条に規定する二以上の」に改める。

附則第十一条第一項中「附則第八条第一項に規定する場合」を「附則第九条に規定する二以上の登録商標がある場合」に、「附則第八条第一項に規定する二以上の」を「附則第九条に規定する二以上の」に改める

本条は、平成三年改正法の一部改正に関する規定である。附則第11条の解説でも述べたとおり、重複登録の状態にある商標権については、その初回の更新時に他の重複関係にある登録商標と出所の混同を来すに至っている場合には、その更新を拒絶する必要があることから、最初に迎える更新に限って、申請によらず出願手続を求めることとした。これに伴い重複関係にある登録商標について、出所の混同の有無を更新の度毎に審査する旨の規定となっていた平成三年改正法附則第8条を削除するとともに、同法附則第9条、第10条及び第11条については、附則第8条を削除したことに伴う所要の語句の整理を行い、平成三年改正法の附則として存続させることとした。

なお、その他の平成三年改正法の附則については、当然存続し適用されるものである。

また、平成三年改正法を平成八年改正法の附則によって改正する理由は以下のとおり。

- ① 重複登録に係るものも基本的には商標権であることに変わりないため、原則として改正後の商標法の定めに従う。具体的には、更新手続期間の延長、登録料金の分割納付制度等を重複登録についても導入する。これは改正後の制度が、権利者の利便性の向上に資するものであるからである。
- ② 上記原則にかかわらず、初回の更新時のみ出願手続によることとした。この特例措置は、初回更新時のみ該当するものであり、次回以降は改正後

の規定に従うこととなる。すなわち、改正後の本則に対する過渡的な性格を持った特例であることから平成八年改正法附則に置くことが適当である。

- ③ 一方、平成二年改正法附則においては、「重複登録制度」が本則に対する特例となっている。この重複登録は漸次減少していき、いずれ消滅すべきものである点で過渡的な存在である。このため、重複登録に関する規定は、平成三年改正法による改正後の商標法本則に対する過渡的な性格を持った特例となり、それ故に（商標法の原始附則ではなく）平成三年改正法附則に置かれることとなったものである。
- ④ したがって、今回、更新登録の特例を平成八年改正法附則に置く考え方は、平成二年改正法の附則に重複登録に関する特例を置いた考え方と整合するものである。

(参考) 商標法の一部を改正する法律附則（平成三年法律第六十五号）

第八条 削除

(混同を防ぐための表示)

第九条 特例商標登録出願に係る同一又は類似の役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標がある場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益（当該他の登録商標の使用をしている指定役務に係るものに限る。）が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る役務と自己の業務に係る役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

(商標登録の取消しの審判の特例)

第十条 前条に規定する二以上の登録商標がある場合においては、それらの商標登録の取消しについての新法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「商標権者が」とあるのは「商標権者が不正競争の目的で指定役務についての登録商標の使用であつて商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）附則第九条に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるものをしたとき、又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」とする。

(第二項略)

(不正競争防止法の適用)

第十一条 附則第九条に規定する二以上の登録商標がある場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第六条、第七条、第十一条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二項、第十三条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十四条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「他の登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）附則第九条に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。）」と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は」とある

のは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争（前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第一項、第六条及び第七条において同じ。）」と、同条及び同法第十一条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項及び第二項中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二条第一項第一号から第九号まで又は第十二号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十一条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号」とあり、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十二号」とあり、及び同法第十三条第一号中「第二条第一項第一号又は第十号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第二項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十一条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名となったものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正

の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

（第二項略）

（2）印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第二十三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第四十条第一項若しくは第二項の規定により登録料を」を「第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を」に改める。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項は、印紙をもって租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない旨を規定しているが、特許印紙による場合を例外とするため同項第7号にそれらに関するものを列記している。

改正後の商標法第41条の2で登録料の分割納付の制度を導入したこと、同法第43条で割増登録料の制度を導入したこと、及び改正前の商標法第68条第3項で準用していた防護標章登録に基づく権利に係る登録料の規定を改正後の商標法第65条の7で新たに書き起こしたことから、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項第7号に当該条項に係る登録料及び割増登録料を追加した。

なお、防護標章登録に基づく権利については、分割納付及び割増登録料の制度は適用されない。

(参考) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）

(収入印紙の使用)

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定により印紙保険料を納付するとき。

- 二 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十二条第一項の規定により手数料を納付するとき。
- 三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二百条第一項（第三号、第四号、第六号及び第十一号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条ノ五第一項の規定により保険料を納付するとき。
- 五 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条第一項又は第九十三条第二項の規定により保険料を納付するとき。
- 六 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第八条、第九条又は第十二条第二項の規定により自動車重量税を納付するとき。
- 七 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第一百七十七条第一項の規定により特許料を、同法第十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第四十二条第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の規定により手数料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一

項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

- 八 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項若しくは第一百五十一条ノ三第一項若しくは第五項（これらの規定を同法第二十四条ノ二第三項及び他の法律の規定において準用する場合を含む。）、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第四項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条、第十一条第一項、第十二条第一項、第一百三十三条の三、第一百三十三条の四第一項若しくは第一百三十三条の六第五項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）若しくは電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第一項の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき。

（第二項略）

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に係る登録料の納付について、附則第七条第三項の規定により、新商標法第四十一条の二第二項又は第四十三条第三項の規定が準用される場合における印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（以下この条において「法」という。）第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項（商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第七条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第四十三条第一項から第三項まで」とあるのは「第

四十三条第一項から第三項（商標法等の一部を改正する法律附則第七条第三項において準用する場合を含む。）まで」とする。

- 2 更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料について、附則第十五条第二項の規定により、新商標法第四十条第二項、第四十一条の二第二項又は第四十三条第一項から第三項までの規定が準用される場合における法第二条第一項第七号の規定の適用については、同号中「第四十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十条第一項若しくは第二項（商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項（商標法等の一部を改正する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第四十三条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十三条第一項から第三項まで（これらの規定を商標法等の一部を改正する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

第1項は、平成八年改正法施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の登録料の納付についても特許印紙による納付を可能とするため、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項第7号の規定を適用するに当たり、改正後の第41条の2第2項に規定した登録料の分割納付及び第43条第3項に規定した分割納付による後半分の登録料に係る割増登録料の納付の制度を附則第7条第3項で準用される場合にも含めて適用するために読み替え規定を定めた。

第2項は、サービスマークの重複登録に係る更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料についても特許印紙による納付を可能とするため、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項第7号の規定を適用するに当たり、改正後の第40条第2項に規定した登録料、第41条の2第2項に規定した登録料の分割納付又は第43条第1項から第3項に規定した割増登録料の制度を附則第15条第2項で準用する場合にも含めて適用するために読み替え規定を定めた。